

誰もがいきいきと暮らせる社会のために

障害のある人が安心して暮らすことができ、気軽に外出できるためには、物や施設などの環境整備を進めることはもちろんのこと、一人ひとりが障害について正しい知識をもつことが必要です。そして、障害のある人がどのような支援を必要としているかを理解することが大切です。

知ることから始めましょう 障害者差別解消法

障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることをめざし、平成28年4月、障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)が施行されました。
この法律では、「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮」の提供が求められています。

不当な差別的取扱い

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別すること
(具体例)

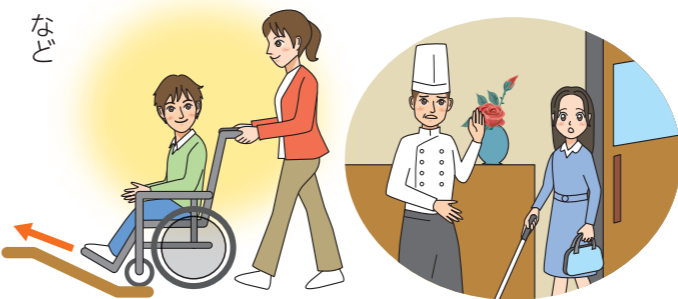
- 窓口での対応や入店を拒む
- 付き添いの人にだけ話しかける など

合理的配慮

障害のある人から何らかの配慮を求められた場合、負担になりすぎない範囲で必要な配慮をすること
(具体例)

- 本人の意思を十分に確認しながら書類の記入やタッチパネルの操作などを代行する
- 段差がある場合にスロープなどを使って補助する など

地域のなかで、障害を理由とする差別をなくし、障害のあるなしで分け隔てられないことのない暮らしができるよう、県民の皆さんの理解と協力が必要です。



身体障害者補助犬

身体障害者補助犬とは、目や耳、手足などが不自由な人をサポートするために訓練された「盲導犬」「聴導犬」「介助犬」のことです。

ハーネスや胴囲などに「補助犬」を示す表示をつけ、公共交通機関のほか、ホテル、飲食店やスーパーなどにも同伴します。施設側には、法律に基づき受け入れる義務があります。

補助犬は、障害のある人が社会参加をするための大切なパートナーです。補助犬と街で出会ったら気を引く行為は避け、温かく見守ってください。

● **盲導犬**
目の不自由な人が安全に歩けるように、段差や曲がり角などを教ええます。

● **聴導犬**
耳の不自由な人に代わって、必要な生活音を知らせます。車のクラクションや玄関チャイム音などを教えます。

● **介助犬**
手足の不自由な人に代わって、物を拾って渡したり、着替えを手伝ったりします。



interview インタビュー

宮本 弘美さん (聴導犬マミちゃんと一緒に)



外出するときも必ず一緒に出かけ、生活の中で、なくてはならない存在です。しかし、聴導犬はあまり知られていないので、聴導犬の表示ベストを着ていると入店を断られることがあり、聴覚障害のため理解してもらえないように説明するのも苦労します。「ほじょ犬マーク」を貼っている店舗には安心して入れるので、うれしく思っています。

補助犬の健康や衛生面の管理もしっかり行っています。皆さんにもっと補助犬のことを知ってもらい、大切なパートナーであることを理解していただいて、見守っていただければと思います。



「ほじょ犬マーク」を掲示して補助犬を同伴した人を積極的に受け入れる気持ちを表しましょう。
※各振興局健康福祉部で配布しています。

あいサポート運動

人により、障害の程度や状態はさまざまです。外見では分からないために、周囲に理解されず困っている人もいます。

あいサポート運動は、さまざまな障害の特性、障害のある人が困っていることや必要としている配慮などを理解し、ちょっとした手助けや配慮などを実践していくという運動です。

県では、この手助けや配慮ができる「あいサポート」の養成と運動の趣旨を理解し、推進に取り組んでもらえる「あいサポート企業・団体」の認定に取り組んでいます。

あいサポートは、誰でもなることができます。あいサポートの輪を広げていきましょう。あいサポート研修の講師派遣は随時受け付けていますので、県庁障害福祉課へお問い合わせください。



ヘルプマーク

内部障害や難病の人など、外見から障害などのあることが分からない人が配慮を必要としていることを示すマークです。

ヘルプマークを身に着けた人を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

※ヘルプマークは、県庁障害福祉課、各振興局健康福祉部などで交付しています。

障害者等用駐車区画

〜 本当に必要な人のために 〜

公共施設や商業施設には、車いす利用者など車の乗り降りに広いスペースが必要な人のために、一般の駐車区画に比べて広く区画された「車いす利用者用駐車区画」や障害のある人、高齢者など移動に配慮を要する人を対象として区画された「ゆずりあい駐車区画」が施設の出入口付近に設けられています。

この区画を本当に必要な人として利用するために、利用の対象ではない人は停めないようにしましょう。

県では、障害のある人や移動に配慮を要する人などが駐車しやすい仕組みとして、「車いす利用者用駐車区画」や「ゆずりあい駐車区画」を利用するときに「障害者等用駐車区画利用証」を車に掲示し、本当に必要な人が区画を利用できる制度を実施しています。



手話言語条例をご存じですか

平成29年12月、「手話」が言語であるとの認識に基づき「手話言語条例」が議員提案により制定されました。県では、手話や*ろう者への理解を深めてもらえるよう手話講座の開催やWEBサイトで手話表現紹介動画の配信などを行っています。ぜひ皆さんも手話にふれてみてください。

*「ろう者」とは聴覚障害のある人で、手話を言語として生活をしている人のことをいいます。



手話表現紹介動画はこちらから▶

全国障害者芸術・文化祭開催!

2021(令和3)年秋、本県で第36回国民文化祭・わかやま2021、第21回全国障害者芸術・文化祭わかやま大会を開催します。

2021年の文化祭に向け、障害のある人の作品展を開催しています。



大会マスコットキャラクター「きいちゃん」

第2回和歌山県障害者作品展

紀ららアート展

【和歌山・海草・有田展】

日時: 12月7日(土)~11日(水)

9:00~17:00(最終日は12:00)

場所: 和歌山市北コミュニティセンター

※【那賀・伊都展】【日高・紀南展】は終了しました



おおきいおかお/西山花弥